

優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱

平成 22 年 7 月 26 日保健福祉局長決裁

改正 平成 24 年 3 月 30 日

改正 平成 26 年 3 月 31 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例（平成 10 年条例第 47 号。以下「条例」という。）の趣旨に基づき公共的施設のバリアフリー化を進めるに当たり、条例等に規定する数値基準その他の明文化された基準にとどまらず、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚を活用して施設整備を進めることにより、もって条例が目指す福祉のまちづくりのよりいっそうの推進を図ることを目的とする。

(公共的施設のバリアフリーチェックシステム)

第 2 条 市が次のいずれかに該当する事業を実施する場合には、障がいのある方や高齢の方を中心に組織された団体（以下「チェック実施団体」という。）から選任された障がいのある方や高齢の方等（以下「チェック実施者」という。）によるバリアフリーに関するチェック（以下「チェック」という。）を実施し意見を求めるものとする。

(1) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物（不特定かつ多数の人が利用し、又は主として障がいのある方や高齢の方が利用するものに限る。）を、新たに整備する場合（増改築部分が 2,000 平方メートル以上である場合を含む。）

(2) 新・札幌市バリアフリー基本構想（平成 21 年 3 月策定）に基づく道路のバリアフリー化事業のうち、障がいのある方や高齢の方等の意見を活用する場合

(3) 地区公園及び総合公園を新たに整備する場合（全面的に改修する場合を含む。）

(4) その他市長が必要と認める場合

2 前項の規定は、別の手段により障がいのある方や高齢の方等の意見を求める場合その他特別の事情がある場合については適用しない。

3 事業実施部局は、第 1 項の規定によるチェックが実施され、意見が出された場合は、これを反映させるよう努めるとともに、反映させることが困難な場合は、チェック実施団体に理由を付して説明しなくてはならない。

4 チェック実施団体は、事業実施部局の説明に対して異議があるときは、条例第 29 条に定める札幌市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に申し出ることができる。

5 推進会議は、前項の規定により異議の申し出があり、その申し出に理由があると判断するときは、事業実施部局に意見を述べ、又は再検討を要請することができる。

6 チェックの実施状況、実施結果及び推進会議の意見等は、原則としてホームページ等において公開するものとする。

(危険施設等の通報システム)

第 3 条 市は、公共的施設（条例第 2 条第 3 号に定めるものをいう。ただし、本条にお

いては道路及び公園を除く。)の廊下、階段、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーターその他の部分(条例第15条第1項により整備基準を定めるものとされる部分のうち、道路及び公園に関するものを除いたものをいう。)の構造、配置及び設備に関し、法令、条例等に規定する整備基準等を満たしているか否かにかかわらず、通常有すべき安全性を欠き、又はそれに準ずる状況にあり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所等(以下「危険施設等」という。)を早期に発見し、対策を講じることにより、事故を未然に防ぐよう努めなくてはならない。

- 2 市は、市民が危険施設等と思われる施設、箇所等を発見した場合の通報窓口を設置するものとする。
- 3 前項の規定による窓口に通報があった場合は、市は速やかに現場確認を行い、必要に応じて応急措置をとるとともに、具体的危険性の有無や対応等について検討するものとする。
- 4 通報された施設、箇所等が危険施設等に該当すると判断する場合であって、これが市の管理する施設である場合は、市は速やかに必要な措置を講じなくてはならない。
- 5 通報された施設、箇所等が危険施設等に該当すると判断する場合であって、これが市の管理する施設以外である場合は、市はその内容を施設管理者に伝えるとともに、改善を依頼するものとする。
- 6 市は、危険施設等に該当すると判断する施設について、同種施設を管理する関連団体や、障がい者、高齢者等により構成される団体に情報提供を行う等の方法により、事故防止に努めるものとする。

(意見等の活用)

第4条 前2条に定める事務の実施状況等は、以後の福祉のまちづくりの推進に関する審議の参考とするため、随時、推進会議に報告するものとする。

- 2 市は、第2条の規定によりチェック実施者から出された意見、第3条の規定による危険施設等に関する通報その他本要綱の定めによらない市民等からのバリアフリーに関する意見等を含め、これを整理、蓄積し、施設整備を行う際に活用するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 第2条及び第3条に定める事務の実施に関し必要な事項は、保健福祉局障がい保健福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定は、この要綱の施行の日において、既に事業の一部に着手しているものについては、対象としないことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。